# 緊急小口資金（災害時特例貸付）のご案内

**令和８年台風第２４号及び前線による大雨に伴う災害により被災した地域から都内へ避難してきた世帯に対する貸付です。**

緊急小口資金は、本来お住まいの市町村にある社会福祉協議会に申し込むものですが、今回の災害により都内に避難してきた方について特例として都内の社会福祉協議会で貸付を行うものです。ただし、他道府県社会福祉協議会で今回の「緊急小口資金（災害時特例貸付）」を既に受けている世帯は対象外となります。

## 貸付金額１０万円　※特別な場合は２０万円まで可

特別な場合とは、以下の場合です。
■世帯員の中に亡くなった方がいるとき　■世帯員に要介護者がいるとき
■世帯員が４人以上の世帯
■重傷者、妊産婦、未就労の未成年者（成年の高校生含む）、行方不明者がいる世帯

●利　　子　　無利子
●据置期間　　１年
●返済期間　　２年（２４回払い）
●連帯保証人　不要

※ただし、お約束の期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年 3%の延滞利子が発生します。

### ■ 対象

下記の地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯（都内避難者に限ります）
「令和８年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害により災害救助法の適用となった地域」（愛知県名古屋市、鹿児島県熊毛郡屋久島町）※9 月 9 日時点
「被災したため特例措置が必要な地域として都道府県知事が設定した地域」（愛知県の 21 市町）※10 月５日時点

### ■ 申込み先

避難先の区市町村の社会福祉協議会

### ■ 申込みに際して必要な書類等

□ご本人にご用意いただくもの
① ご本人の確認ができるもの
（運転免許証、健康保険資格確認書、パスポート、マイナンバーカード、在留カード等）
※ご本人確認書類等について、ご用意できない場合はご相談ください。
□社会福祉協議会でご記入いただくもの
② 要件確認票
③ 借入申込書
④ 借用書
⑤ 預金口座振替依頼書（返済金の口座引落しのためのものです）
□その他、東京都社会福祉協議会が指定する書類

### ■ 貸付金の送金

□ご指定の金融機関口座（ご本人名義に限る）に振り込みます。送金までは５日程度かかります。
※金融機関口座が使用できない状況の方は、ご相談ください。

### ■ 貸付後の手続き

今後の落ち着き先が決まりましたら、住所をご連絡ください。

### ■ ご返済について

□原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。返済が始まるのは貸付の１年後です。
引落し口座の設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。
□ご返済金額

| | | |
|---|---|---|
| **10 万円の場合** | １回目～23 回目 | ⇒4,160 円 |
| | 最終回（24 回目） | ⇒4,320 円 |
| **20 万円の場合** | １回目～23 回目 | ⇒8,330 円 |
| | 最終回（24 回目） | ⇒8,410 円 |

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

社会福祉法人　東京都社会福祉協議会
〒162-8953　新宿区神楽河岸１－１　Tel　０３－３２６８－７１７３